

## 令和2年沼津市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年3月26日（木）  
午後2時35分～午後4時00分、午後4時15分～午後4時55分
- 2 場 所 沼津市立図書館 4階 第1・第2講座室
- 3 日 程
  - (1) 開会
  - (2) 会議録署名人の指名（重光委員 川口委員）
  - (3) 教育長報告
  - (4) 議案
    - 議第 6号 沼津市教育長に対する事務委任規則の全部改正について
    - 議第 7号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
    - 議第 8号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について
    - 議第 9号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について
    - 議第 10号 沼津市社会教育指導員設置規則の改正について
    - 議第 11号 沼津市立小中学校運営協議会規則の制定について
    - 議第 12号 沼津市立小中学校学籍事務取扱要領の一部改正について
    - 議第 13号 沼津市教育委員会後援名義使用承認に関する事務取扱要綱の一部改正について
    - 議第 14号 沼津市中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について
  - (5) 協議事項
  - (6) 報告
    - 1) 令和2年2月市議会定例会一般質問等について
    - 2) 沼津市教育基本構想の策定スケジュールの変更について
    - 3) 沼津市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
  - (7) その他
- 4 出席者等  
教育長 奥村篤、教育長職務代理者 重光純、委員 三好勝晴、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、教育次長 芹澤一男、教育指導監兼学校教育課長 遠藤宗男、学校教育課長補佐 山田弘樹、教育企画課長 金子昭人、学校管理課長 佐藤高志、教職員研修センター所長 川口郁代、沼津市立沼津高等学校事務長 大沼政彦、図書館事務長 勝又恵三、スポーツ振興課長兼副参事（新市民体育館建設準備担当）兼勤労者体育センター所長兼屋内温水プール所長 山岡慶博、青少年教育センター所長 糸川祐一、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 高橋義久、文化振興課長 原将史、調整担当 中澤芳子、教育企画課長補佐 後藤寿代、教育企画課指導主事 加納真、教育企画課主査 飯田彩美、教育企画課副主任 村松大輔、教育企画課主事 重野友見
- 5 会議内容
  - (1) 開会

奥村教育長が午後 2 時35分開会を宣言する。

奥村教育長

本年度最後の定例会となる。議案が非常に多いため、有益な審議をお願いする。

(2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に重光委員、川口委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

(3) 教育長報告

奥村教育長

安倍首相の要請を受け、3月2日から全国的に臨時休業を実施し、今に至るまでコロナ対策で、様々なことが自粛あるいは延期、中止となり、オリンピック関係においても昨日延期が発表された。6月25日に沼津の子供たちが参加する予定であった聖火リレーのセレモニーについても、時期は未定だが、延期予定である。

2月議会は、2月10日から39日間の会期で3月19日まで行われた。最後は人事案件で、新屋副市長が帰任されることと合わせて、新副市長が議会からの同意を得られて終わった。2月の定例会では、市長からの施政方針演説に対しての代表質問や個人質問があり、教育委員会への一般質問は少なかった。特に施政方針の演説では3つの指針「いきいき暮らせるまちづくり」として、「夢ある人を育てるまちづくり」の実現のために、教育委員会としては、小学校6年生の全普通教室に大型ディスプレイ及び教職員用のタブレットを導入し、情報教育に係る環境整備とさらなる充実を推進することや、第5次沼津市総合計画や子供たちを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、沼津市教育大綱及び沼津市教育基本構想の策定に取り組むことなどを、新年度の施策の対応として進めることとして、質問に答えた。

月曜日にはライオンズクラブから童話集を市内24校の小学校に、計400冊御寄贈いただき、本日午前中には、沼津中央ライオンズクラブから、市内18校の全中学校に2万円分の図書カードを御寄贈いただいた。読解力や、自分の考えを自分の言葉で表現する表現力を培うためには、やはり読書が非常に大切になるため、お礼のあいさつをした。

教育長報告は以上とする。

<議案>

奥村教育長 日程(4)議案である。

議第6号 沼津市教育長に対する事務委任規則の全部改正について

<迅速な対応が必要である場合の取扱いや教育長が専決する事務について新たに規定していくための事務委任規則の全部改正について>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長

説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。

一項目が見直して、二項目が新設である。「臨時代理が明らかである場合の対

- 教育企画課長 応」とあるが、具体的にイメージしやすい事例はあるか。
- 奥村教育長 臨時的、時間的にというケースとしては、災害等の発生により緊急に招集できない等を想定している。
- 奥村教育長 専決事務というのは、新設なので今までなかったということ。
- 教育企画課長 第3条の2項に、「教育長は教育委員会を臨時に代理した時は承認を求めなければならない」とあるが、承認を得られない場合は特に問題ないということか。
- 三好委員 制度上、承認を求める行為を規定しているが、承認の可否に限らず、行った行為について有効であるという取り扱いである。
- 教育企画課長 この時期に改正を行うのはなぜか。
- 奥村教育長 これまで御指摘等を受けた中で受け止めたものとしては、職員の休職の分限処分において、緊急にお集まりいただくケースがあった。また1年前に、教育委員会の人事に関して、主事級の職員まで承認する必要があるのかという御指摘もあった。これに関して他市町の事例等も研究した中で、ここで改正を行い、新年度から施行したいということでこのタイミングとなった。
- 奥村教育長 年度の中途では切り替えが厳しいことと、ここに至るまでに様々な準備に時間が掛かったということ。
- 奥村教育長 そのほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。
- 各委員 議第6号 沼津市教育長に対する事務委任規則の全部改正について可決することに異議はないか。
- 奥村教育長 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。
- 奥村教育長 議第6号について、原案のとおり可決することとする。
- 議第7号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について
- ＜文化振興課の「文化財管理係」を「文化財企画係」に名称を変更すること、及び教育企画課内に高校籍の指導主事を配置すること等に伴い、庶務規則の一部改正することについて。＞
- (教育企画課長 資料に基づき説明)
- 奥村教育長 説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。
- 重光委員 新たに追加される、次長専決事項の第7号「教育委員会後援名義使用の承認に関すること」は、現状では誰がどのように決めているか。
- 奥村教育長 また第8条の次長専決事項の第5号に「重要な事項に係る」とあるが、重要な事項に係るか否かは、どのように判断しているのか、その判断の基準を伺いたい。
- 教育企画課長 「教育委員会後援名義使用の承認」については、現状、教育次長の専決で実施している。これについては、先の教育委員会で御意見等をいただき、このような取扱いとしたが、改めて明確に規定したものである。
- 奥村教育長 第8条の改定理由としては、市長部局の規定と合わせるためである。「重要な事項」であるか否かの決定は、教育次長が判断するものと考えている。なお、

	重要事項においては、個別具体の案件として判断するものとして認識している。具体的な事例としては、現状、承知していない。
教育企画課主査	教育企画課長が説明したとおり、市長部局の事務決裁規程と合わせるために整理したものである。「重要な事項に係る公文書等の開示の決定」については、部長の専決事項となっており、部長が判断を行うことと認識している。
奥村教育長	つまり次長が判断するということ。
教育次長	確かに市長部局ではこのような表現をしており、具体的な例は挙げていない。通常の公文書や個人情報については、それぞれの取り扱い基準があるので、その基準に従って行えば良い。様々なトラブル、案件という問題で、教育委員会が協議しているものや、市長部局を含めて市として考えていることについて、どの程度、どのような形でという判断において次長の決裁が必要だと考えている。
奥村教育長	そのほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。 議第 7 号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について可決することに異議はないか。
各委員	異議なし。
奥村教育長	異議なしと認める。 議第 7 号について、原案のとおり可決することとする。
議第 8 号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について <令和 2 年 4 月 1 日の地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員制度へ移行することによる職名規則の一部改正について。> (学校管理課長 資料に基づき説明)	
奥村教育長	説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。
三好委員	職名を追加するということだが、特別な責任を負ったり、給与が変わったりするのか。
学校管理課長	給与は変わらない。 年度末の人事異動により、2名は教育委員会での職務、2名は市立高校での職務、残りの2名は次年度も学校での職務となる。そのため、仕事量において、任期付職員や補充員と差がでることとなる。呼称が変わったから仕事が増えるということではない。また、これまでも正規の学校事務員から、臨時職員と職名を変えてもらいたいという要望があった。
奥村教育長	現在、市の正規の職員として、学校事務員は6名。そのうち4名は、市立高校も含めて学校に所属して業務を行うが、業務内容、勤務時間ともに次年度も変わらない。会計年度職員は15分勤務時間が短縮されるということ。
学校管理課長	職務の内容も、今までの臨時職員が行っていたものよりも、責任を負うことになる。
奥村教育長	主任、副主任を付けることで、会計年度職員とは違うという意識化も図っているということか。
重光委員	民間の会社では、同一労働同一賃金ルールを避けるために、役職や責任の割

学校管理課長 奥村教育長 合を変え、給与体系を変えているが、同じ考え方ではないか。  
なぜ、この議案を企画課ではなく学校管理課長が説明しているのか。  
職名に関しては、学校管理課の所管である。  
職名が変わったということだが、そのほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。  
議第 8 号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について可決することに異議はないか。

各委員 奥村教育長 異議なし。  
異議なしと認める。  
議第 8 号について、原案のとおり可決することとする。

議第 9 号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について  
<門池中学校に知的障害学級が新設されることによる通学地域の変更に伴い、通学区域を定める規則を一部改正することについて。>  
(学校教育課課長補佐 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。  
4月1日より門池中学校に特別支援学級が新設されるということ。

三好委員 既に門池地区の御家庭は承知をしていて、改正後に規定する学校への通学を希望しない家庭もあるのか。

学校教育課課長補佐 現在、門池小の特別支援学級の6年生は2人。その保護者が門池中学校への新設を希望していた。そのため、従来の規定である金岡中学校の特別支援学級への通学を希望していないが、付則として定めるものである。

三好委員 保険的に書いたということか。

学校教育課課長補佐 そうである。施行が4月1日になっており、議決後にあと数日ありますが、準備していただくこととなる。

奥村教育長 現在、門池中学校区の生徒は、金岡中学校の知的障害学級に通えることが定められている。現在、金岡中学校の知的障害学級に通っている、門池中学校区の生徒はいるか。

学校教育課課長補佐 現在、金岡中学校の知的障害学級に通っている、門池中学校区の生徒はいない。

奥村教育長 もし、そのような生徒がいれば、門池中学校に通うことができるようになることを、確認をする必要があるが、対象の生徒はいなかったということ。  
そのほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。  
議第 9 号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について可決することに異議はないか。

各委員 奥村教育長 異議なし。  
異議なしと認める。  
議第 9 号について、原案のとおり可決することとする。

議第 10 号 沼津市社会教育指導員設置規則の改正について

<令和2年4月1日から施行となる地方公務員法改正における、会計年度任用職員制度創設に伴い、社会教育指導員について規定されている、設置規則の改正について。>

(生涯学習課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。  
三好委員 社会教育指導員というのは、どういう場所にどのように配置されているのか。  
生涯学習課長 これまで、勤労青少年ホームと生涯学習課に配属していた。勤務は週3日。万年青大学や寿大学等の高齢者学級の指導が5人。あと1人は、家庭教育講座を担当している。  
三好委員 万年青大学などで開催される事業の事務などを行っており、社会教育指導員という臨時の職員になるということ。  
奥村教育長 地方公務員法において、非常勤という特別職から、会計年度任用職員という一般職に変わるということ。  
土屋委員 会計年度職員に変わることで、給与や勤務時間は変わるのか。  
生涯学習課長 待遇面においては、若干良くなる。勤務時間は30分短縮となる。  
奥村教育長 待遇面というのは、賃金が同じで勤務時間が短くなるということか。それとも、給与も上がり、勤務時間も短くなるということか。  
生涯学習課長 給与は年換算で現在より上がり、勤務時間も短くなる。  
奥村教育長 そのほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。  
議第10号 沼津市社会教育指導員設置規則の改正について可決することに異議はないか。  
各委員 異議なし。  
奥村教育長 異議なしと認める。  
議第10号について、原案のとおり可決することとする。

議第11号 沼津市立小中学校運営協議会規則の制定について

<地域総がかりの教育を推進していくにあたり、中学校区ごとに学校運営協議会を法律に基づき設置するために、規則を新たに制定することについて。>

(学校教育課課長補佐 資料に基づき説明)

奥村教育長 この4月より、学校運営協議会を、大岡中学校区と第五中学校区に設置するため、この規則の制定について話があったと理解する。  
説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。  
三好委員 協議会委員が意見を述べるができる事項が気になる。以前にも話をしたが、地域の方が極端に自分の思いだけで全体的なことを動かすことのないような運用をしていただきたい。  
「学校職員の採用や任用に関すること」とは、特定の教師個人ではなく、人数やどのような教職員を地域に置いて欲しいということか。特定というのは、名指しでの個人という認識で良いか。  
学校教育課長 御心配される趣旨については、同様に受け止めているところであり、きちん

と説明をしていかなければいけないと考えている。

「学校職員の採用や任用に関すること」に係ることについては、各学校が抱える課題を学校協議会委員と共有し、その課題を解決していくために、どのような特性を持った職員が必要なかを述べていただく。例えば、特別支援の必要がある子供が多数在籍しているという課題を抱えている学校であれば、「専門性のある職員の配置を教育委員会に求めるべきではないか」というような御意見をいただくイメージをしている。個人の任用に関わる御意見をいただくという趣旨のものではない。課題を解決していくための、建設的な御意見という受け止め方をしている。

三好委員

例えば外国籍の子供が多い学校なので、対応できる教職員をなるべく配置して欲しいというのはプラスになる。しかし、この規則があるから「運営に関わることなら何を言ってもいい」というように掻きまわされないようにしなければいけない。逆に規則を盾に取られる可能性もある。この規則は、運営全般に関することへ意見を述べられるとなっている。今までは、あくまでも学校運営は校長先生が、公にもするグランドデザインを作成し、子供たちへの教育を図ってきた。地域総掛かりという考え方は、今後確かに大事なことだと思うが、地域から「昔のように教育して欲しい」というような違った方針をもってこられると、困ったことが起こるのではないか。

学校教育課長

協議会委員の方から御意見を伺う準備は必要だと考えている。この規則の中で、協議会の権限として位置付けている中に、承認を得る事項がある。

①教育目標及び運営方針、②教育課程の編成に関する基本方針、③その他学校運営に関する基本方針、というようにおおまかな書きぶりにする事で、細かなことに対しての承認をいただかなくとも、あとは学校に任せていただくという趣旨において、この事項を制定した。御意見は御意見として受け止めるが、具体的に承認をいただく事項としては、校長が示す大きな方針についての承認として進めていければと考えている。

奥村教育長

運営協議委員には様々な考え方があるが、熟議というのがキーワードになっている。「こういう学校にしていきたい、子供たちにこんな力を付けさせたい」というような個人の意見を校長先生に示し、その他の協議委員がどのように考えているのかが当然話し合われると思う。学校は学級数で先生の人数が決まってくる。例えば、規模の小さな学校において、ここ数年音楽の教員が人事異動で見えていないという場合に、入学式や卒業式等の儀式で歌を歌わせたいので、是非とも音楽の先生を人事異動で呼んでもらいたいということ。あるいは、野球部とバレー部しか部活がないが、野球の指導に精通した人がずっと来ていないので、野球を指導してくれる人が良いということ。

「あの人が良い。あの人は排除して欲しい」ではなく、「この力を付けるために、このような先生がきてくれるとありがたい」という話が、この規則でいう「任用や採用に関すること」に当たると思っている。校長の運営方針に対しての御意見は御意見として承るが、そのために実現すべきことなどを、みなさんで熟議して進めていく。負のイメージも心配されるが、「みんなで学校を作っていく」というムードを盛り上げるために、協議会には様々な人に入

- っていただく。そして、校長がリーダーシップを発揮する中で、会をコントロールしていく必要はある。
- 土屋委員 中学校区ごとということなので、小学校も含まれると思うが、今までの各学校の特性が失われないようにしていただきたい。その地域の統一的な教育を目指したいということだと思うが、各学校の評議員がなくなっても、各小中学校の特性を生かしてあげたいと思う。
- 協議委員15名のメンバーで、学校関係は校長先生だけになるのか。学識経験者がどういう方かわからないが、具体的に学校のことを説明できるのは、校長先生1人だけになるのか。詳細を説明してもらいたい協議委員もいるかと思うので、例えば教頭先生を含むなど、校長先生だけでは説明しきれない部分を補うために、学校関係者を増やしても良いのではないかと。
- 学校教育課長 委員の規定もあるが、柔軟に対応できるように考えている。「その他教育委員会が適当と認めるもの」という範囲の中で、必要であれば学校関係者が入ることも十分考えている。また、学校協議会を開く中で、事務局として教頭が同席して、補足説明するという形も考えている。そのあたりも含めて、次年度1年間、モデル地区を進めていきたいと考えている。
- また、御指摘のとおり各学校の特徴もあるため、今までの特性が、全てなくなることはないよう考えている。例えば、3校あれば3校の関係メンバーが同じバランスで配分されることも考えていきたい。
- 奥村教育長 これまで2年間、沼津市内全小中学校において、小中一貫教育を推進、研究している。土屋委員が心配されている部分もあるが、各校区において、9年間を通してどのような子供を育てたいかということには、かなり力を入れてきている。小学校で今までやってきたことも、9年間のスパンでやってきているので、中学校区の中で共有、共通理解はされていると思う。
- また、学校教育課長が述べたように、新たな方もメンバーに入るとは思うが、それぞれの学校の評議員が関わってくると思う。今までの評議員が全ていなくなるということはないと思う。臨時会の議題にもあがった引継ぎは、しっかりとなされるということは、各小中学校の校長先生方が検討していくと思う。
- 川口委員 「対象学校の運営に資する活動を行う者」というのは、具体的にどのような人を想定しているのか。
- 学校教育課長 これまでも、様々な形で学校運営に協力していただいている地域の方がいる。学校に在籍している児童生徒の保護者として関わっていただく人や、地域と学校との橋渡し役として入っていただいているようなキーパーソン。また、地域相談員という形で協力していただいている、退職された校長先生方も考えられる。
- 重光委員 意見として確認していただきたい。第2条 第五項【地域住民 対象学校の所在する地域住民をいう】とあるが、学校が所在するのは場所であって、住民ではないのでは。「地域の住民」と言うべき。そもそも、地域とはなんなのだろうか。学区が決まっていて、学区というのは根拠があって決まっているのか。少なくとも、地域住民を定義するのに、所在する地域住民とするのは、



定義するのに定義を使っているので、「所在する地域住民」という言い方はおかしいと思う。

第3条と第7条に【対象学校並びに保護者及び地域住民等との間の信頼関係】とあるが、私が条文を作る時、「何々との間」という時には、「何々と、何々との間」という用語を使う。仮に「学校と保護者及び地域住民との間」というように、これを二当事者で考えるのであれば【対象学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係】と規定すべき。もし三者間での信頼関係ということであれば「との間」ではなく、【対象学校、保護者及び地域住民の間】または【対象学校と保護者と地域住民等との間の信頼関係】という定め方にするのか、正しい用語の使い方については法制執務という本で御確認いただきたい。

規定があるので、協議会お願いしますではなく、こういう形で進めたいというものがあれば、マニュアルやガイドラインを作るのが良いと思う。

あくまでも意見だが。

奥村教育長 専門的な視点での貴重な御意見、ありがたい。今、御指摘いただいた点について、確認をしながら訂正、修正願う。

そのほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。

議第 11 号 沼津市立小中学校運営協議会規則の制定について可決することに異議はないか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。

議第11号について、重光委員の意見を反映させる形に事務方が整えるということと可決することとする。

議第 12 号 沼津市立小中学校学籍事務取扱要領の一部改正について

<平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領を受けて、県教育委員会が指導要録に係る取扱いの名称を改定したことに伴い、学籍取扱要領の一部改正することについて。>

(学校教育課課長補佐 資料に基づき説明)

奥村教育長 概要のページ、1 改定の理由に「平成 29 年 3 月の新学習指導要領」とあるが、課長補佐の説明においても「新」を外しているので、「新」の削除を願う。県の扱いが変更されたことに伴う、名称の変更ということ。

説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。

お諮りする。

議第 12 号 沼津市立小中学校学籍事務取扱要領の一部改正について可決することに異議はないか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。

議第12号について、原案のとおり可決することとする。

議第 13号 沼津市教育委員会後援名義使用承認に関する事務取扱要綱の一部改正について  
＜暴力団排除に関し、市が申請様式を修正したことに倣い、教育委員会の事務  
取扱要綱を改正することについて。＞

(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。  
申請書の統一を図ったということ。  
お諮りする。

議第 13号 沼津市教育委員会後援名義使用承認に関する事務取扱要綱の一  
部改正について可決することに異議はないか。

各委員

異議なし。

奥村教育長

異議なしと認める。

議第13号について、原案のとおり可決することとする。

議第 14号 沼津市中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について

＜学校教育法施行規則に規定する部活動指導員について、特別職非常勤職員か  
ら会計年度任用職員に移行することに伴い、設置要綱の関係規定を一部改正  
することについて。＞

(学校教育課課長補佐 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明は終わったが、本件に対する御質問、御意見はいかがか。

議第 10 号の社会教育指導員設置規則の改正と同様、地方公務員法の改正に  
よって身分が変更となり、給与も変更するということか。

土屋委員

現在、部活動指導委員は何人いて、どこに配置され、どのような部活の指導  
をしているか。

学校教育課課長補佐

今年度は2人採用しており、原中学校のバレ一部、金岡中学校の新体操部に  
男女1名ずつ配置している。次年度、1名増員し、3名配置する。職務とし  
ては、子供たちに専門的な技術指導を行うことや校外での活動への引率を行  
うことを規定している。子供たちの教育に関わることは顧問が行い、技術的  
な指導は部活動指導員が行うこととしている。

奥村教育長

1年間終えて、具体的な成果等の補足説明はあるか。

学校教育課長

部活動指導員の特徴は、顧問がつかなくとも、1人で引率指導ができるこ  
とがメリットである。例えば、休日に教員が部活動に参加できない状態であ  
っても、部活動指導員が居ることで大会に参加することができる。また平日の  
部活指導においても、部活指導員が居ることで、教員は授業準備をすること  
ができるというような、現場の声が届いている。

奥村教育長

目的は2つである。1つは子供たちが専門的な技術指導を受けることができ  
ること。もう1つは、教員の働き方改革である。国としては、多忙の1つの  
要因が部活動として捉えているため、国の施策として部活動指導員の配置を  
考えている。毎年同じ学校に配置するというわけではない。

三好委員

部活動指導員の人材を確保するのも大変だと思うが、学校の希望により採用

- が決まるのか。
- 学校教育課課長補佐 手続きとしては、学校から「新体操の専門的な指導ができる教員がないので、配置して欲しい」という希望を出していただき、教育委員会で配置を決定する。令和2年度からは部活動指導員を公募する形をとる。しかし実務的には、学校で有用な人材を探し応募していただくなど、学校にも調整をしていただきながら対応していく。
- 三好委員 学校が配置を希望し、人材を探す形か。
- 学校教育課課長補佐 手続き上はそのような形である。
- 三好委員 費用等の問題もあると思うが、人数の上限はあるのか。
- 学校教育課課長補佐 予算との兼ね合いもあるが、今年2人配置したことによる成果と課題を整理し、段階的に増やしていきたいと考えている。しかし、人数に限りもあるため、部活動そのものの在り方も考えていく必要があると認識している。
- 奥村教育長 国の施策として、国、県、市町の補助割合はどのようになっているか。
- 学校教育課課長補佐 1時間あたり1,600円の単価となっており、年間に指導する時間で1年間の報酬が決定する。1/3が市の予算、残り1/3が県、1/3を国が負担することとなっている。
- 土屋委員 専門的な指導者がいるのであれば、1年間同じ学校で指導するのではなく、他の学校と兼務することは難しいのか。特殊な指導ができる人材は、多くの学校で必要性を感じていると思う。そのような任用は考えていないのか。
- 学校教育課長 配置人数が限られているため、市内全ての学校に対し、均等に予算が行き渡るのは難しいと考えている。このような試みをする中で、学校にとって効果的な形を研究しているところである。例えば、副顧問を付けることができず、一人で顧問を担っている小規模校に配置することが、学校にとって効果的であるのか。また御指摘のとおり、専門性の高い指導員を配置することが、効果的であるとも考えている。あるいは、複数の学校で合同チームを組んでいるところもある。公募していただく中で、どのような形で支援を行うことが効果的であるかを考えながら、学校教育課で設定しているところである。
- 奥村教育長 人数にも限りがあるため、今後、土屋委員から御意見のあったような、兼務の運用なども研究していくということか。ただ、専門的な技術指導を行える顧問もいると聞いている。部活動本来の在り方についても、同時に考える時期が来ていると認識している。
- そのほかにいかがか。御意見も尽きたのでお諮りする。
- 議第14号 沼津市中学校部活動指導員設置要綱の一部改正について可決することに異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。
- 議第14号について、原案のとおり可決することとする。
- <協議>
- 奥村教育長 日程(5)協議事項は、本日は案件なし。

<報 告>

奥村教育長       それでは、日程（6）報告事項である。

1) 令和2年2月市議会定例会一般質問等について  
(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長       説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。  
文化振興課長     代表質問において文化財の活用を主眼とした質疑があった。文化振興課としては、小学校高学年及び中学生全生徒に配布する、文化財センターの通信や、文化財センターを周知してもらうためのリーフレット、各個別施設に関するパンフレットのリニューアルを行った。こうしたことを通じて、次代を担う小中学生の土台を育むとともに、次年度は金岡地区・浮島地区を対象として「文化財まちあるきマップ」を作成する。このような動きは、原地区、門池地区、愛鷹地区など各地域の発意によって取り組んでいる。このような意識を喚起しながら、郷土愛が醸成される街づくりにつながるよう取り組んでいきたい。

奥村教育長       あまりにも身近すぎるため、宝があって当たり前のような感覚に陥りがちだが、そうではないという認識が、郷土愛や自分たちの街への誇りにつながっていくよう、パンフレット等が活用されると良いと思う。  
                    そのほかはいかがか。  
                    それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

2) 沼津市教育基本構想の策定スケジュールの変更について  
(教育企画課長 資料に基づき説明)

奥村教育長       コロナ対策としてスケジュールが一部遅れるが、教育大綱と教育基本構想はリンクしているところもあり、最終的な策定日程は変わらないということ。  
説明が終わったが、本件に対する御質問、御意見等はいかがか。  
それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

3) 沼津市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長       国が最初にこの方針を示した際、月 45 時間以内、年 360 時間以内と示したが、沼津市はその直前に部活動ガイドラインにて、休日の部活動は最大、月 32 時間の活動を認める方針を示した。部活動を最大限実施した場合、残された時間外勤務は 13 時間となるが、現実的に可能か否かということが当初話題となった。絵に描いた餅にしては絶対にならないということで、各学校に方針等を出してもらった。それに基づき、本方針が打ち出された。  
夏季休業中の学校閉庁日についてだが、今年度は2日間設けた。来年度に向けては、8月8日から16日までの実質9日間閉庁日にするを打ち出しており、休日のまとめ取りができる体制を意識している。令和3年度から施

行される改正給特法の「一年単位の変形労働時間制適用」等に対応できる体制を、沼津市として作り始めたということ。

本件に対する御質問、御意見等はいかがか。

三好委員

先生方も大変なので、打ち出された方針の時間でなるべく取り組んでいただきたいと思うが、あまり事務的に捉え過ぎないでもらいたいと思う。子供たちと先生方が向き合う時間は、やはり大事な時間だと思う。子供たちから発せられる信号を極力逃さないでいただきたい。そのためには、先生方に余裕がなくてはいけない。限られた勤務時間の中で、今までと同様の事務を行うとなると、なかなか大変である。そのため事務的な効率を上げなければいけない。その中で、子供たちとの向き合う時間をさらに大切にしていれば良い。どのように事務効率を上げたら良いかはわからないが、できる限りの努力をしていただきたい。

奥村教育長

先ほどのGIGAスクール構想や、次長、学校管理課長に尽力していただき、緊急時以外、小学校では午後6時、中学校では午後7時以降は留守番電話対応となる電話の設置など、教育委員会としてできるハード面の整備を行っている。しかし、ICTを活用した授業づくりなど、先生方の意識も変えていかなければいけない。やらなくてはいけないこと、やらなくても良いことの線引きはしなければいけない。今まで、子供のためになることはなんでもやってきたが、その中でも優先順位を付けることが求められている。罰則規定はないが、本方針を適用していくためには、校長の管理・監督が必要となってくる。

そのほかにいかがか。

それでは、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長

日程(7) その他、何かあるか。

#### 1) 新型コロナウイルス感染症に伴う学校の再開について

学校教育課長

安倍首相の休校要請を受け、沼津市では3月2日(月)から春休みまで休校とした。その後学校教育課として、入学式や4月からの学校再開について検討してきた。3月19日(木)に国の専門委員の方針を受け、24日(火)に文部科学省からガイドラインが発表された。そのガイドラインを受け対応を報告する。

現在の感染状況を考え、4月7日(火)の小中学校の入学式については予定どおり実施し、併せて教育活動を再開する。ただし、入学式については、内容、時間等を縮小し参加者を必要最低限にすることで、対応を考えている。併せて感染予防対策を講じることを指示している。

また、学校再開をするうえで、学校での感染予防対策としては、ガイドラインが示した3つの条件①換気の悪い密閉空間②多くの人が密集すること③近距離での会話や発声と同時に重なることがないように、回避する対策をとるよ

う指示をしていく。具体的には、日常の学校生活の中で家庭と連携をして検温をすること、また風邪症状がみられる場合には、無理に登校させないこと、学校では咳エチケットや手洗いを徹底すること、定期的な換気、机、手すり等の定期的な消毒、授業などにおいて児童生徒の間隔をあける配慮、集会は校内放送で実施するなど、とりうる対応を図っていく。学校給食についても、十分な手洗いは勿論、体調の悪い子供が配膳に関わらないことや、食事をグループで行わず、全員が列の状態でする指導も必要と考えている。また、3学期が途中で途絶えてしまったので、未履修の問題もある。新小学校2年生～6年生、また、中学校2年生～3年生については、新学期に学習時間を設けて、未履修分を実施する。また、新中学1年生については、小学校から中学校への引継ぎを確実にし、中学校入学当初に実施することを指示している。

部活動については、春休み中は中止としていたが、4月8日（水）から校内活動を再開し、対外試合については4月25日（土）から再開する予定である。併せて、室内で行う部活においては、3つの条件が重ならないよう指導をしていきたいと考えている。

奥村教育長

前回、三好委員から場合に依じたシミュレーションを持っているかという御指摘をいただいた。現状、県内の感染者は3人、近隣市町からは感染者は報告されていない。しかし、近隣市町で感染者が報告された場合、あるいは沼津市内で感染者が出た場合、ある学校の子供または保護者に感染者が出た場合等のシミュレーションも示さなければならないと考えている。本日の時点では、確約できる内容でないため、近いうちにお示ししたい。各学校への正式通知は明日ということである。

## 2) 新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の所管について

教育次長

本日午後1時から沼津市新型コロナウイルス感染症対策本部が行われ、学校教育課長とともに参加していた。対策本部では、2月28日（金）に出された「市主催の行事等への当面の対応方針」（資料3）は引き続き継続することが確認された。また、学校再開については3月26日（木）付けの静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長から出された文書（資料5）をもとに報告をした。

学校以外については、市の対応方針に基づき、共催事業はすべて中止ということで対応している。また民間の主催する催し物については、文化センターや市民体育館の前納された使用料について返還の対応をしている。市の行事は中止しているが、民間行事については要請という形でお願ひしており、ほぼ要請に応じてもらい、中止となっている。貸館の部分では、基本的に閉館はしていない。しかし、屋内温水プール、戸田B&G海洋センター、市民体育館、勤労者体育センターのトレーニングルームは、感染の可能性が高いため閉鎖している。図書館は開いているが、貸出と返却のみということでかなり制限を加え、その他のサービスは一切行っていない。図書は10冊まで、AV資

料については3点までと、通常どおりの貸し出し点数となっているが、貸出期間は倍にして図書館に来る回数を減らす対応をしている。また予約についても、図書、雑誌、AV資料、合計3点までだったが、合計11点まで予約を受け付けるという対応にした。近隣の市町で感染者は出ていないが、図書館については4月も引き続き同様の対応をとっていきたい。温水プールやトレーニングルームについては、沼津が開けることで、他市町からも多数来館が予想されるため、近隣市町の感染状況を踏まえ判断したいと考えている。

4月のイベントについては、市主催のものについては自粛、中止を考えている。教育委員会のイベントには、子供や高齢者を対象にしたものが多く、現在、高齢者学級の開校式を1カ月遅らせること、子供向けの健康づくりの教室についても中止にすることを考えている。

その他、毎年行われている町別のソフトボール大会が4月5日から始まるが、現状では中止を考えており、数日中に決定したいと考えている。貸館については、要請に応じていただけない団体にも、繰り返し要請をしていきたいと考えているが、どうしてもという場合にはやむを得ないと思っている。

地域への学校開放については、学校を休業した時点から、体育館、グラウンド、空き教室、全ての貸し出しを停止している。市内での感染拡大がないので、グラウンドについては、様々な対策を講じていただいたうえで、4月に学校が再開後に開放を考えている。ただし、体育館や空き教室については、もし感染者が出た場合に、学校施設が使えなくなってしまうため、引き続き地域への開放を停止すると考えている。

また、学校再開にあたり消毒液の確保が必要だが、アルコールのものの確保が難しい状況である。そのため次亜塩素酸の物を学校管理課で既に手配しており、学校が再開するまでに全校へ行き渡る用意をしている。

各施設において、しばらくは現状の対応において、感染拡大の防止を考えている。

奥村教育長

そのほかにいかがか。

ないようなので、以上をもって本日の定例会を終了する。

午後4時55分 閉会